

# 楽しい 年末年始を 迎えるために

年末年始を迎えると何かと慌ただしくなり、犯罪が多発する傾向にあります。安心して年末年始を過ごすためにも、どのような犯罪があるのかを知り、防犯対策をしっかりと行いましょう。  
一人一人が暮らしの中で注意を怠らないことが大切です。防犯意識を高め、思わぬ被害に巻き込まれないように気を付けましょう。

## ドロボーに注意！

年末年始は、帰省や旅行など長期間で家を空けることが増えるため、泥棒に狙われやすくなります。一般家庭だけでなく、年末年始休業の店舗や事業所などでも空き巣被害が発生しています。狙われないために、泥棒が嫌がる対策を行いましょう。

### ドロボーが嫌がる4つのポイントと対策

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>光・音</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外出時の室内灯の点灯</li> <li>センサーライトの設置</li> <li>敷石（防犯用砂利）など</li> </ul> | <p><b>目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防犯カメラの設置</li> <li>長期の不在時は、近所の方向士で声かけなど</li> </ul>          |
| <p><b>時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓やドアの施錠の徹底</li> <li>防犯ガラスや防犯フィルム</li> <li>設置など</li> </ul>       | <p><b>整理整頓</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見通しの良い環境をつくる</li> <li>家の周りに足場になるようなものを置かないなど</li> </ul> |

## 特殊詐欺に注意！

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪を特殊詐欺といいます。  
真岡警察署管内では、本年1月から9月末までの間に特殊詐欺被害が4件発生しています。巧妙な手口が多様に存在しますので、特徴をしっかりと把握しておきましょう。

### オレオレ詐欺



「携帯番号が変わった」「風邪引いた」は詐欺！

息子や孫になりすました犯人から電話があり、仕事に関するトラブルなどを口実に、お金を要求する手口です。

電話でお金の話が出たら、いったん電話を切り、すぐに家族などに相談しましょう。

### 還付金詐欺

「還付金がある」「ATMで手続きができる」は詐欺！

自治体、税務署、年金事務所の職員などと名乗り、医療費・保険料の過払い金や、一部未払いの年金があるなど、お金を受け取れるという内容の電話をかけてきます。犯人の指示通りにATMを操作すると、犯人側の口座にお金が振り込まれるという手口です。

市では、特殊詐欺対策電話機等の購入補助事業を行っています。ぜひこの機会に購入を検討ください。

☎ 暮らし安全課交通防犯係 Tel 83-8110

### キャッシュカード詐欺盗

「キャッシュカードを確認しに行く」「口座が悪用されている」は詐欺！

警察官などと偽って電話をかけ「キャッシュカードが不正に利用されている」「預金を保護する手続きをする」などとして、嘘の手続きを説明した上で、キャッシュカードをすり替えるなどして盗み取る手口です。



詳しくは市HPで確認ください

## あなたの車狙われてます！

栃木県では、本年1月から9月末までの間に自動車盗の被害が257件発生しており、真岡市内では19件の自動車盗の被害が発生しています。

※イモビライザー等の防犯機器やハンドル・タイヤを固定する器具などを設置し、駐車する際は、人目につく場所に駐車しましょう。

※登録されている電子キー以外ではエンジンの始動ができない、自動車盗難防止システム

誰もが自分らしく生きるために

# 知っておこう 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の財産や権利を守る制度です。成年後見制度には、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度があり、どの制度を利用するかは、申し立てを受けた家庭裁判所が判断します。

## 判断能力に応じた3つの制度

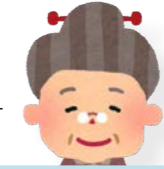
「補助」「保佐」「後見」の各制度では、それぞれ「補助人」「保佐人」「成年後見人」として選任された方が、対象となる方の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。

補助の対象となる方



判断能力が不十分  
ほとんどのことは自分でできるが誰かの手助けがあると安心な方

保佐の対象となる方



判断能力が著しく不十分  
日常の買い物は1人でできるが、重要な契約の手続きは1人でできない方

後見の対象となる方



判断能力が常に欠けている  
家族の区別がつかず、日常の買い物も1人でできない方

補助人に選任された方は、家庭裁判所が定めた範囲で契約の代理や取り消しなどを行うことができます。



保佐人に選任された方は、自分の同意を得ずに交わされた契約を取り消すことができます。また、家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約を行います。

成年後見人に選任された方は、本人の財産を管理し、本人に代わって契約を交わしたり、本人が交わした契約を取り消すことができます。



## 相談や手続き支援は成年後見サポートセンターへ

真岡市成年後見サポートセンターでは、「制度について詳しく知りたい」「申し立ての手続きなどが分からない」という方の相談や手続き支援等を行います。  
また毎月、成年後見制度の講座も開催しています。初心者向けの講座で、制度について分かりやすく丁寧に説明します。お気軽に参加ください。

### はじめての成年後見制度 講座(無料)

【時間】午前10時～11時

【ところ】総合福祉保健センター ボランティア室

【定員】各回先着20人

【申し込み】真岡市成年後見サポートセンターにて電話(82-8844)で受付

開催日
令和4年12月9日(金)
令和5年1月13日(金)
2月10日(金)
3月10日(金)

☎ 健康福祉部いきいき高齢課 地域包括支援センターもおか Tel 83-8132  
地域包括支援センターにのみや Tel 74-5139  
真岡市成年後見サポートセンター(真岡市社会福祉協議会内) Tel 82-8844